

所得税と住民税では人的控除額の差がある（例えば、基礎控除では所得税38万円、住民税33万円のため5万円の差が生じる）ため、住民税から一定の額を控除する「調整控除」が設けられます。ただし、景気回復のための定率減税措置が廃止されることや、皆さんの収入の増減など、別の要因によっても実際の負担税額は変わりますのでご注意ください。

たとえば

夫婦 + 子供 2 人の場合（年額）

給与収入	税源移譲前（単位：円）			→	税源移譲後（単位：円）			＝	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	0	9,000	9,000		0	9,000	9,000		0円
500万円	119,000	76,000	195,000		59,500	135,500	195,000		0円
700万円	263,000	196,000	459,000		165,500	293,500	459,000		0円

夫婦 + 子供 2 人の場合、子供のうち 1 人が特定扶養親族に該当するものとしています。

独身者の場合（年額）

給与収入	税源移譲前（単位：円）			→	税源移譲後（単位：円）			＝	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	124,000	64,500	188,500		62,000	126,500	188,500		0円
500万円	258,000	163,000	421,000		160,500	260,500	421,000		0円
700万円	474,000	307,000	781,000		376,500	404,500	781,000		0円

ともに一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

このほか、実際の負担増減額には、平成 19 年から定率減税が廃止される等の影響があります。

税務署からのお知らせ

所得税などの確定申告は自分で書いてお早めに

確定申告は正しく期限内に……所得税・贈与税の確定申告は、3月15日(木)が申告・納付の期限です。

消費税及び地方消費税(個人事業者)の確定申告は、4月2日(月)が申告・納付の期限です。

申告書はご自分で作成して、できるだけ郵送等で早めに提出してください。

なお、確定申告書の用紙や確定申告書の書き方の手引き等の関係書類は、役場本庁税務保険課及び由岐支所総務室の窓口にも備え付けてあります(2月上旬以降)のでご利用ください。

「確定申告書等作成コーナー」のご利用を

自宅で、いつでも申告書が作成できます……国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、所得税や消費税等の申告書が簡単に作成できます。また、その申告書を A 4 サイズの普通紙に出力し、郵送等で税務署に提出いただけます。

国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>

「確定申告書等作成コーナー」から e-Tax へ

申告も納税もパソコンで……「確定申告書等作成コーナー」で作成した電子申告用データを使って、自宅のパソコンからインターネットを利用して申告・納税等を行うことができます。

e-Tax ホームページアドレス <http://www.e-tax.nta.go.jp>

振替納税制度のご利用を

納税は、安全便利な振替で……個人事業者の所得税や消費税(地方消費税を含む)の納税は、安全便利な振替納税のご利用をお勧めします。この制度を利用すれば、金融機関の預貯金口座から振替によって納税することができるので、手数料が少なく済みます。また、うっかり納期限を忘れてしまうこともなく、大変便利です。

新たに振替納税制度をご利用になる場合は、金融機関か税務署に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

なお、振替日は次のとおりとなっております。 ・所得税……平成 19 年 4 月 20 日(金)

・消費税及び地方消費税…平成 19 年 4 月 26 日(木)

税務職員を装った不審な電話・「振り込み詐欺」にご注意ください

国税庁・国税不服審判所・国税局・税務署や県の職員を装い、所得税や県民税を還付するという「不審な電話」による詐欺が発生しています……税務署や県では、還付金の受取のために A T M の操作を求めることはありませんし、納税のために金融機関の口座を指定して振り込みを求めることもありません。

くれぐれも、A T M の操作をしないようご注意ください。

ご不審な点があるときは、所轄の税務署等にお問い合わせください。

【お問い合わせ】 阿南税務署 ☎0884 - 22 - 0414 まで (〒774-0030 阿南市富岡町滝の下 4-4)